

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
東日本緑化工業株式会社	福島県双葉郡大熊町大字熊字熊町3

2. 指名停止措置期間

令和5年7月28日 ～ 令和5年11月27日 (4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

東日本緑化工業株式会社の元代表取締役は、代表取締役だった令和4年6月1日、福島県発注の複数の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から入手した設計金額を他社に教えて一部を落札させ、入札の公正を害したとして、令和5年6月6日、公契約関係競売入札妨害の疑いで福島県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第10号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

総務部 契約課 課長 高橋 欣哉 (内線 2511)

建設専門官 小林 一範 (内線 2512)